議案第２６号資料
平成２４年３月１５日

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例（改正部分抜粋）　新旧対照表

現　行	改正案
第１条から第16条まで　（略）	第１条から第16条まで　（略）
（運営協議会の設置）	（運営協議会の設置）
第17条　博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定に基づき、博物館に葛飾区郷土と天文の博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。	第17条　博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定に基づき、博物館に葛飾区郷土と天文の博物館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。
（運営協議会の組織）	（運営協議会の組織）
第18条　運営協議会は、委員会が任命又は委嘱する委員10人以内をもって組織する。	第18条　博物館法第22条の規定により条例で定める運営協議会の委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。 ２　運営協議会は、委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
（委員の任期）	（委員の任期）
第19条　運営協議会の委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	第19条　運営協議会の委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
第20条　（略）	第20条　（略）
別表第１から別表第４まで　（略）	別表第１から別表第４まで　（略）
	付　則 この条例は、平成24年４月１日から施行する。